

重点の全体像	重点事項数	重点番号	該当頁
1. 子供を産み育てやすい社会の実現 に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの	4	1番～4番	1～4
2. 社会保障制度の基盤強化 等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの	10	5番～14番	5～19
3. グリーン社会の実現 等に向け、環境・衛生分野において事務手続の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの	6	15番～20番	20～27
4. 活力ある地方創り に資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	14	21番～34番	28～49
5. その他、 デジタル化の加速 等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの	4	35番～38番	50～54

※上記には、新型コロナウイルス感染症への対応を図る中で認識された課題の解決等を図るものが含まれている。

(重点番号11, 19, 25)

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p>保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止 (児童福祉法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次地方分権一括法)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：114)</p>	<p>大阪市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>令和5年3月31日までとされている保育所及び幼保連携型認定こども園における居室面積基準の特例措置(待機児童が多く地価が高い等の一定の要件を満たす地域に限り、国の「従うべき基準」を「標準」とするもの)の期限を廃止する。(なお、期限の廃止が困難であれば、期限を延長する。)</p> <p>これにより、高い保育ニーズに応じた今後の柔軟な待機児童対策の実施に資する。</p>	<p>御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和5年3月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和3年4月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も地方公共団体が期限を意識することなく、待機児童の解消に継続的・効果的に取り組めるよう、本特例措置を時限措置とした理由や必要性を改めて検証した上で期限を廃止すべきではないか。 ○ 提案団体において、他の地方公共団体と比べて保育の質に対するリスクが高まっていたかを検討すべきではないか。 ○ 待機児童数等の要件が課されていれば、特例の期限を廃止しても恒久的な措置とはならず、一時的な措置にしかならないと考えられることから、期限を廃止できるのではないか。 ○ 特例の期限の延長期間を子育てプラン等に合わせた場合、3～5年間という区切りでは、期限の到来に向けて入所児童の調整の必要が生じ、取組の期間として短く、効果的な取組を実施することは困難である。また、自らの事情で政策サイクルに期限を合わせなければならぬというのでは、そもそもの政策の趣旨に合わないと考えられることから、延長の期間については、施策の実施に当たって実質的に必要な年数としていただきたい。また、早期に結論を出し、本特例の活用団体の不安を軽減していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	<p>児童扶養手当の受給資格要件の明確化 (児童扶養手当法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号：116)</p>	<p>富田林市 (厚生労働省)</p>	<p>児童扶養手当について、離婚調停中であって実態はひとり親と変わらないような場合も支給の対象とすることが可能であることを明確化する。</p> <p>これにより、様々な理由から離婚が成立せず実態としてひとり親と状況が変わらない場合の適切な支援に資する。</p>	<p>児童扶養手当は、福祉制度として、子育てと生計を一人で担い、また、不安定な就労条件に置かれていることが多いひとり親家庭の児童に着目し、当該児童に手当を支給することによって、ひとり親家庭の稼働能力の低下を補うための制度として実施しているものである。</p> <p>こうした考え方に基づき、児童扶養手当制度においては、離婚調停中など、民法上の婚姻が解消されていない場合には、民法第752条の規定に基づく、同居、協力及び扶助の義務が適用となることから、原則として手当は支給しないこととしている一方、個々の家庭の実態も踏まえ、父又は母と生計を同じくしていない児童を幅広く捉えた上で手当の支給対象としており、父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童等についても手当を支給している。</p> <p>なお、父又は母が児童を遺棄しているか否かの認定基準としては、昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知により、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合としており、離婚調停中であっても、当該認定基準に該当する場合には、児童扶養手当の受給資格を認め、適切に手当が支給されるよう、改めて当該認定基準について周知徹底することを含めて検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の目的を踏まえれば、昭和55年厚生省課長通知における「遺棄」の解釈だけでは認定の範囲が狭く、そもそも提案の内容について、「遺棄」の要件で見ようとすることに無理がある。「実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童」が広く該当するよう要件を拡張すべきではないか。 ○ 支障解消に向けた方策（昭和55年厚生省課長通知の改正又は政令の改正により支給要件を追加）の検討状況について、2次ヒアリングにおいて説明いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<p>小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元的化 (児童福祉法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号： 168)</p>	<p>埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県 (厚生労働省)</p>	<p>小児慢性特定疾病指定医の指定や更新等を受けようとする医師が複数の医療機関に勤務する場合であって、その勤務地の都道府県等(都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市)が異なる場合は、各々の都道府県等への申請が必要とされているが、主として診断を行う医療機関のある都道府県等のみ申請すれば足りるよう見直す。</p> <p>これにより、指定や更新等を受けようとする医師及び都道府県等の負担軽減に資する。</p>	<p>主たる医療機関の所在地を管轄する都道府県等にのみ指定医の指定の申請を行えばよいこととした場合、複数の医療機関で勤務する医師や、指定医の申請を受け付ける都道府県等の負担が軽減されるという利点が考えられる一方で、例えば医療費助成の申請を受けた都道府県等において、他の都道府県等での指定状況を確認する手間が増えるほか、ある県において指定や指定の取消等が行われた場合に、他の都道府県等が当該処分を認識し、確実に必要な処分を行うことができなくなる可能性があるといった課題も懸念される。</p> <p>これらを踏まえ、一元化した場合の利点や課題について、患者団体・医療関係者・自治体関係者等の意見を聴きながら、指定申請先を一元化するよう見直しを行う方向で検討することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者団体、医療関係者、地方公共団体関係者の意見を確認した上で、指定申請先を一元化する方向で見直しを行っていただきたい。 ○ 本年度末までに結論を得ることを前提に、上述の実態調査を含め、検討を進めていただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し (子ども・子育て支援法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：158)</p>	<p>兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>「市町村子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みの算出方法について、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能にするよう見直す。</p> <p>これにより、量の見込みの算出に係る市町村の負担が軽減され、行政の効率化に資する</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところであり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も含め市町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等を踏まえて検討していくものと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援法第61条4項は「・・・子どもの保護者の・・・意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」としているが、アンケートのみが、意向その他の事情を勘案できる適切な手法であるとはいえないのではないか。 ○ 次期計画策定の手引きにおいては、これまで市町村が蓄積してきたノウハウや調査結果及び実績を勘案しながら、各市町村にあわせた合理的な方法で算定を行うことができるよう、アンケート調査以外の方法を示すべきではないか。 ○ アンケートに関しても、実態と乖離が生じている項目を見直し、実態を的確に把握することができる必要最小限の項目に限定すべきではないか。 ○ 労働力調査や女性の就業率データ等、国で実施されている調査結果を市町村単位で公表し、市町村が計画策定の際に活用できるよう示すべきではないか。 ○ 市町村子ども子育て支援事業計画の策定には、基本指針が示されてから1年半ほどの準備期間がかかることから、次期計画策定については、市町村において令和5年度中には作業を始める必要があることから、手引きにおける「量の見込み」の算出方法を令和4年度末までに示すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	<p>要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し (介護保険法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号： 186, 190, 187)</p>	<p>さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会／さいたま市 (厚生労働省)</p>	<p>要介護・要支援認定について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 新規申請及び区分変更申請における有効期間について、原則6か月を12か月に、上限12か月を24か月に延長する。</p> <p>② 第一号被保険者（65歳以上）の更新申請でコンピュータによる一次判定結果が前回認定結果と一致する等の要件を満たす介護認定審査会の簡素化対象者については、事前に当該審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略する。</p> <p>これらにより、被保険者及び市区町村の負担軽減に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	<p>①要介護認定は、要介護者等に必要なサービスを適切に提供するに当たっての前提となるものであり、要介護・要支援認定の有効期間に係る検討は、要介護者等のサービス利用に影響が生じないよう、データに基づき行うことが必要であると考えている。</p> <p>業務簡素化の観点から、要介護度の変化の状況等に関するデータに基づき、要介護・要支援更新認定の有効期間についてはこれまでも見直しを行っており、令和3年度からは、認定審査会が判定した被保険者の要介護・要支援状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護・要支援認定に係る要介護・要支援状態区分と同一である場合等には、その有効期間の上限を36か月から48か月に延長した。一方、新規・区分変更申請の有効期間については、新規・区分変更申請を受けた者について、要介護度等の変更があった者が6か月後では約2割であったのに対し、12か月後には約6割であったというデータに基づき見直しを行っていない。</p> <p>以上を踏まえると、新規・区分変更申請の有効期間の延長については慎重に対応する必要があると考えているが、令和3年度の見直し後の状況や新規申請・区分変更申請に係るデータを改めて把握することとしたい。</p> <p>②介護認定審査会は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者から構成され、委員による総合的な判断の下、認知症等の状況など個別の事情等も勘案し、一次判定の結果の修正を含めて、要介護度等について最終的に判定する主体であり、介護保険法に基づき、市町村は介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき要介護認定等を行うこととしていることから、介護認定審査会自体を省略することは困難である。</p>	<p>(①について)</p> <p>○ 令和3年度の要介護更新認定の有効期間について、直前の要介護度と異なる者の36ヶ月経過時点（認定期間の上限）と、直前の要介護度と同じ者の48ヶ月経過時点の割合が約3割と同一であったというデータを踏まえ、48か月に延長したと思われる。ここで、新規・区分変更認定を受けた者のうち、24か月経過後に要介護度の変更がなかった者は約3割であったというデータが厚労省HPにて示されているが、このデータに基づけば、新規・区分変更認定の有効期間についても、更新認定と同様に延長できるのではないか。</p> <p>(②について)</p> <p>○ 提案団体においては、簡素化案件について、コンピュータによる一次判定結果≒二次判定結果（約97%）となっていること、また、認定事務の効率化を図る観点から、認定審査会において個別具体的に中身を審議せず、対象者をリスト化して配布するのみという運用を行っているのが実態である。</p> <p>このようなことからすれば、簡素化案件については、認定審査会において基準を設けることとし、以降、都度、認定審査会に係らしめないという運用ができないか。</p> <p>(①②共通)</p> <p>○ 1次ヒアリングにおいて、介護認定審査会の簡素化の具体的な運用状況について実態調査を行い、市区町村の負担軽減策を検討していくとの説明があったが、今後の高齢化の進展により、ますます介護需要が高まることが想定されるため、行政や被保険者の負担軽減等の観点から、具体の改善策を早急に検討すべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	<p>介護保険負担限度額認定証の認定期間の延長 (介護保険法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号： 31)</p>	高岡市 (厚生労働省)	<p>介護保険施設での食費・居住費の負担軽減対象者に交付する「介護保険負担限度額認定証」の認定期間を、現行1年から2年以上とするなど期間を延長する。</p> <p>これにより、被保険者及び市区町村の負担軽減に資する。</p>		次頁のとおり

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	<p>介護保険の特定入所者介護サービス費（いわゆる補足給付）においては、低所得者向けの福祉的な給付として、基本的な受給要件について、市町村民税世帯非課税であることや預貯金等の額が一定以下であることを定めている。このうち、市町村民税非課税に該当するか否かの判定は年に1度行われることから、適正な給付事務の執行の観点から、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和3年7月5日付け老介発0705第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、負担限度額認定証の有効期限は1年としている。</p> <p>また、預貯金等要件の判定にあたっては、同通知において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の写し等の提出については、施設への継続入所中の場合には必ずしも毎年の添付まで求めなくてよいこと ・金融機関に対する預貯金額の照会については、全件実施ではなく、個別に疑義がある場合などに実施すること <p>など、申請者及び保険者における負担軽減に係る取扱いをお示しているところである。</p> <p>その上で、同通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることも踏まえ、預貯金等の変動により給付の対象外となるケースの実態や負担限度額認定証の有効期限を延長した場合の過誤調整事務の発生見込み等について把握しつつ、国としての更なる対応の可否について検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の対応を行うことによって認定期間を2年以上としても支障はないのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提案団体によれば、補足給付の対象条件の課税所得が非課税になるかどうかの確認は職権で可能であるため、市区町村が年度毎に課税所得を確認する。 ② 本制度の対象者は高齢者が多く、認定更新の申請を行う際に預貯金等の資産条件により対象外となるのは少数である。この実態を踏まえ、預貯金等の変動により対象外となる場合には、認定証の返還義務の遵守や過誤調整の実施等を条件とする。 ○ 市区町村の判断により認定期間を2年以上として良いのであれば、左記通知（技術的助言）に地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に年数を設定できるよう明記すべきではないか。 ○ 1次ヒアリングにおいて、預貯金等の資産を確認するための調査が過大な事務負担になっていると受け止めるとの説明があったが、これを踏まえ、市区町村の負担軽減に資するよう策を講じるべきではないか。 ○ また、市区町村の実態を調査するとの説明があったが、当該調査を踏まえ、早急に対応策を検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<p>管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し (介護保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号： 217)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、徳島県、中国地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業所となっている薬局に配置された管理栄養士が、主治医の指示の下、居宅療養管理指導を行うことを可能とする。</p> <p>これにより、地域の実情を踏まえた居宅療養管理指導を行うことが可能となり、要介護者の自立支援・重度化の防止に資する。</p>		<p style="text-align: center;">次頁のとおり</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<p>管理栄養士による居宅療養管理指導は、在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものを対象としており、計画的な医学管理の一環として、計画的な医学管理を行う主治医の指示に基づき、疾病治療の直接手段として医師から食事箋が発行される特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対する栄養管理に係る情報提供や指導、助言を実施することが求められている。</p> <p>そのため、医師の配置が求められていない薬局である指定居宅療養管理指導事業所においては、主治医の指示を踏まえ、計画的な医学管理の一環として行われるべき上記のような栄養管理の実施が困難であることから、薬局である指定居宅療養管理指導事業所について、当該薬局の管理栄養士が居宅療養管理指導を行った場合に居宅療養管理指導費を算定することは認められていない。</p> <p>なお、令和3年度介護報酬改定によって、管理栄養士による居宅療養管理指導の推進を図るため、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所と連携し、当該事業所以外の医療機関や介護保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションに属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行うことが可能となっている。この仕組みを活用することにより、医師の配置がない薬局の管理栄養士が、上記の栄養ケア・ステーションに登録することで、居宅療養管理指導を実施することを可能としたところであり、ご提案の内容についてはこれにより実現が可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理栄養士による居宅療養管理指導は、主治医の指示に基づき行われるものであることからすれば、薬局の管理栄養士と主治医とが適切な連携体制を構築できていれば、当該管理栄養士も居宅療養管理指導を実施することは可能ではないか。 ○ 薬局の管理栄養士が上記の栄養ケア・ステーションに登録すれば、居宅療養管理指導費の算定が可能とのことだが、提案団体によれば、当該ステーションに登録するには、県の栄養士会に所属することが必要となり、毎年度、登録費用の負担が生じること等の課題がある（県内の管理栄養士のうち、県の栄養士会に所属しているのは約6割程度であり、全ての管理栄養士が所属しているわけではない）。 県栄養士会への管理栄養士の所属を促進する策として栄養ケア・ステーションの拡充を位置付けるのは適当ではなく、そうでないならば、居宅療養管理指導の担い手を拡充するという観点からすれば、薬局の管理栄養士にも居宅療養管理指導費の算定を認めても良いのではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	<p>基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し (医師法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号： 68)</p>	<p>長崎県、九州 地方知事会 (厚生労働 省)</p>	<p>基幹型臨床研修病院の指定基準について、年間入院患者数3,000人以上(※)とされているところ、当該基準の撤廃又は緩和を行う。</p> <p>これにより、へき地等において、地域の実情に応じた基幹型臨床研修病院の指定が可能となり、地域医療の確保に資する。</p> <p>※都道府県への指定権限の移譲に伴う当面の取扱いとして、2,700人以上である場合には、都道府県が個別の実地調査を行う等により、指定可とされている。</p>	<p>地域に配慮した臨床研修を行い、かつ全国的な臨床研修の質を確保するため、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(医政局長通知)において、当面の取扱いとして「基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合でも、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の実地調査等を行い、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、指定の可否を判断するものであること」としている。</p> <p>なお、基幹型臨床研修病院の指定を行わなくとも、協力型臨床研修病院が当該医療圏に所在する場合、別の基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムにおいて当該医療圏に配慮したプログラムを作成することにより、その地域で研修医を確保することが可能であり、協力型臨床研修病院の指定においては、入院患者数の要件はないため、そのような取組も検討いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記通知が技術的助言であるにも関わらず、「省令と一体の基準」として地方公共団体の運用を拘束するというのは、法制的にありえないのではないか。 ○ 当該通知が技術的助言である以上、当面の取扱いによらずとも、地域の実情に応じた基幹型臨床研修病院の指定が可能と考えるが如何か。 ○ 協力型臨床研修病院で最大15か月の臨床研修が可能であるとしても、基幹型臨床研修病院がそのような研修プログラムを作成しないことには、協力型臨床研修病院での臨床研修は行えないことから、地域の実情に応じて、基幹型臨床研修病院への指定を行いやすくなるよう、見直しを行うべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
9	<p>国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し (国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律) 【省令改正】 (管理番号：44, 45)</p>	<p>春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市 (厚生労働省)</p>	<p>70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に係る自己負担割合の軽減について、申請によるのではなく、市区町村において把握している収入情報に基づき行うことを可能とする。</p> <p>これにより、被保険者及び市区町村の負担軽減に資する。</p>	<p>基準収入を公簿等だけで確認することができるのは、居住する市町村の税務システムで、地方税では本来必要のない収入情報を独自に管理している場合に限られる。国としては、こうした独自の仕様を前提とせず、被保険者からの申請に基づいて基準収入の把握を行うこととしている。</p> <p>この取扱いを見直すに当たっては、各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのかを確認する必要があると考えており、当該確認結果を踏まえて、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>○ 1次ヒアリングにおいて、税務部局から収入情報を入手することの事務負担も考慮の上検討を要するとの説明があったが、本提案は、従来の申請は残しつつも、申請によらずに収入情報を把握している被保険者については、各地方公共団体が職権により負担割合の変更を行うことを可能とするものである。</p> <p>このため、税務部局等からの収入情報の入手が負担となる場合等は、従来通り申請によれば良いことから、本提案により、新たに地方公共団体に負担が生じることはないのではないか。</p> <p>○ また、複数の市町村に収入情報の管理方法について実態調査を行うとの説明があったが、実態を踏まえ早急に検討し、2次ヒアリングにおいて見直しの方向性を示していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	<p>被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化 (生活保護法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 132)</p>	<p>仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 (厚生労働省)</p>	<p>被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法を法令等で明確にする。</p> <p>これにより、生活保護の事務の適正化及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>保護の停廃止については、被保護者が保護を必要としなくなったときに行われるものとされており、外出時に居所を訪問したことをもって居所不明と判断し、保護を廃止したことによるトラブルも生じていること、また、生活保護は憲法第25条に基づき最後のセーフティネットとして最低生活を保障するものであり、要保護状態にあるにも関わらず保護の停廃止を行うことにより、場合によっては生命・身体に重大な危険を及ぼす可能性があることから、被保護者が居所不明であるかどうかの事実認定等を含めたその要保護性については、個別具体的なケースに応じて、十分な調査・検討を行った上で慎重に判断する必要があると考えている。</p> <p>まずは、そのような場合における停廃止の取扱いについて、自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、どのような対応が可能かを検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案団体の求める措置は、居住地・現在地が不明の被保護者に停廃止の決定をどのような手段で通知するかを論ずるものであり、一次回答で記載されている議論とは切り離して検討が可能ではないか。 ○ 提案団体が示す支障事例は全国で毎年生じ得るものであることから、居所不明の事実認定等を含めた要保護性と併せて本提案の検討をするのであれば、結論が出るまでの間、地方公共団体が講ずべき措置について早急に示すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p>へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和 (薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：52)</p>	津久見市 (厚生労働省)	<p>離島等のへき地の診療所にいる患者に対して、医師が遠隔からオンライン診療を行う場合に、当該診療所にいる看護師に医師又は薬剤師が指示をして診療所内に在庫している医薬品の調剤を行わせ、薬剤を当該患者に提供することを可能とする。</p> <p>これにより、配送時間・経費の削減が可能となるとともに、特に離島等のへき地において自然災害・天候等により人流・物流が途絶えた場合に薬剤の提供が可能となるなど、へき地住民の医療の確保及び利便性向上に資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤師法第19条により、薬剤師でない者が調剤してはならない (一定の条件下で、例外的に医師が自己の処方箋により自ら調剤するときはこの限りではない)とされているため、看護師が行うことはできない。 ○ 離島等の医薬品供給体制は、地域の薬剤師会等の協力により、当該診療所に薬剤師を派遣するなどの対応をまず検討することが重要であり、県の薬務主管課や薬剤師会等と相談しながら進めていくことが適当と考える。 ○ 例えば、患者に対し、本土の医療機関からオンライン診療を行う場合において、その医師の処方に基づき、当該診療所に薬剤師を従事させ、当該薬剤師が調剤して患者に薬剤を交付することは可能である。 ○ また、その医師の処方箋により薬局においてオンライン服薬指導を行い、調剤された薬剤を、当該患者の居宅等に配送することも可能である。この場合において、一定の条件の下で、当該薬剤をドローンを用いて配送することも可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1次ヒアリングにおいて、医師等が映像を介して錠剤の取り揃え等の行為を確認する場合に、どの範囲の行為まで当該医師等による調剤として整理することができるのか検討したい旨の説明があったが、この検討の進捗状況や方向性、スケジュールについて、2次ヒアリングで具体的に示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<p>都道府県献血推進計画の策定義務の廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：128)</p>	<p>和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>国の基本指針及び献血推進計画に基づき定めるものとされている都道府県献血推進計画について、「献血により確保すべき血液の目標量」は、採血事業者が定める献血受入計画における「献血により受け入れる目標量」と異なる目標量を設定する余地はなく、また、計画を策定しなくとも、献血の推進に関する施策について普及啓発等が可能であるため、都道府県の計画策定の義務付けを廃止する。</p> <p>これにより、計画策定に係る都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県献血推進計画の策定により、採血事業者、医療関係者、ボランティア団体等献血協力団体や住民の協力を得られ、献血の推進及び血液の安定供給を実現することができるため、都道府県献血推進計画を策定する必要がある。 ○ また、都道府県は都道府県献血推進計画を策定することにより、献血推進施策の進捗状況を確認・評価及び見直しを行い、血液行政の透明性及び適正な運営を確保することができる。 ○ なお、今回の提案を踏まえ、都道府県が都道府県献血推進計画の内容を包括する別の計画を策定している場合、当該計画を都道府県献血推進計画として添付することを可能とするなど、都道府県献血推進計画の策定に係る事務負担軽減策を令和3年度末までに検討する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○ 都道府県が関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じることができるのであれば、必ずしも都道府県に計画策定を義務付ける必要はないのではないか。少なくとも、毎年度策定する必要はないのではないか。 ○ 計画策定に係る都道府県の事務負担の状況を確認した上で、記載項目の簡素化など、計画策定に係る負担軽減策を検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法) 【告示改正】</p> <p>(管理番号：41, 157, 198)</p>	<p>神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>地方公共団体は、国の基本指針に即して障害（児）福祉計画の策定を行うこととされているが、国の基本指針で定められた計画期間が3年間と短いため、現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。</p> <p>また、障害者計画と障害（児）福祉計画について、国の障害者基本計画と国の基本指針によって定められた各計画の記載内容が重複する部分があるなど、策定作業に負担が生じている。</p> <p>このため、障害者及び障害児関係の計画について、以下の措置を講じる。</p> <p>① 計画期間を延長し、PDCAサイクルをまわすために十分な時間を確保する。 ② 障害者計画と障害（児）福祉計画について、記載内容を簡素化する。</p> <p>これらにより、適切な障害福祉サービス提供体制の整備や計画に基づく新たな施策の構築につながるとともに、計画策定に係る地方公共団体の負担の軽減に資する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
<p>○障害者基本計画 (①及び②について) 計画の策定期間や期間、計画に規定すべき内容については、地方公共団体の実情に応じて決定が可能であり、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも認められている。</p> <p>○障害（児）福祉計画 (①について) 国において、サービス提供の在り方の見直しを含めた3年毎に障害福祉サービス等報酬改定を行っており、その内容等を踏まえて作成する必要があり、改定の影響を受ける項目の期間延長は難しいものとするが、影響を受けない項目については、令和4年度に障害者部会で議論を行うこととしたい。 (②について) 令和2年地方分権改革提案（管理番号210②）により一定の整理を得たものと考えている。</p>	<p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>(①について)</p> <p>○ 障害者基本計画について、計画期間を見直すことができない理由がないのであれば、障害者計画と障害（児）福祉計画を一体的に策定している地方公共団体の実態を踏まえ、計画期間の見直しについて前向きに検討いただきたい。</p> <p>○ 障害（児）福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削がれるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。</p> <p>○ 3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間等）に見直すべきではないか。</p> <p>○ 報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないか。</p> <p>○ 上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。</p> <p>(②について)</p> <p>○ 計画の記載内容の簡素化や基本指針の策定・Q&Aの周知の早期化を検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
14	<p>市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し (介護保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 216)</p>	<p>苫小牧市 (厚生労働省)</p>	<p>市町村介護保険事業計画について、計画に基づく施策の推進や進行管理を着実に進行管理を着実に進行観点から、現行3年を一期とされているのを、6年を一期とする見直しを行う(国が3年ごとに見直す介護報酬の改定に関する事項は除く)。</p> <p>これにより、地域包括ケアシステムの構築等の取組に注力することができ、PDCAサイクルによる本計画の取組推進や市区町村の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
14	<p>介護保険事業計画の記載事項のうち、6年を一期として定めるべきとの御提案にあるサービス提供体制の確保や日常生活支援・介護予防・重度化防止等に関する事項については、介護保険の保険者機能の中核をなす極めて重要なものである。こうした取組の成果については、3年を一期として定めるサービス見込み量や保険料にも当然反映されるものであり、同じく3年を一期とする事業期間内において、PDCAサイクルを十分に発揮して対応していただく必要があると考えている。</p> <p>こうした観点から、国としても保険者の介護保険事業計画に基づき取組のPDCAサイクルについて、保険者機能強化推進交付金等（令和3年度予算額400億円）を活用して支援している。</p> <p>加えて、高齢化が急速に進む状況において、地域の多様な状況を反映して機動的な対応を行うことや、取組結果の分析・検証を踏まえて速やかに改善を行うためには、3年という現行の計画期間が望ましいものであると考えている。</p> <p>（例えば、介護保険制度における給付費や受給者の推移をみると、6か年（平成24年～30年）では20%近く増加しており、計画期間を長期にするほど時機を得た対応を行うことが困難となると考えられる。）</p> <p>国としては、引き続き計画策定業務の負担が軽減されるよう、計画策定に用いる地域包括ケア「見える化」システムの機能改善や計画に係るマニュアルの作成・研修などに引き続き取り組んでまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○ 計画期間の短さがネックとなり、介護施設の整備を見送る事業者の発生や、介護現場でのICTの活用等の新たな取組に注力することが難しいといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。 ○ 3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間等）に見直すべきではないか。 ○ 上記と併せて、計画策定の負担軽減を図るため何らかの措置を講じていくべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p>脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援 (環境基本法、気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号： 219, 39, 38)</p>	<p>鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県／茅ヶ崎市 (環境省)</p>	<p>① 脱炭素社会実現に係る気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨・目的が、環境基本法と重複すると考えられることも踏まえ、各法律において策定が求められている「地域気候変動適応計画」、「地方公共団体実行計画」、「行動計画」について、統廃合などの見直しを行う。</p> <p>② 「地域気候変動適応計画」の策定については、気候変動影響予測等を市区町村単位で行うことは困難であることから、市町村の努力義務を廃止する。不可能な場合は市区町村の計画策定について、専門知識のある人材の派遣等、支援の充実を図る。</p> <p>③ 「地方公共団体実行計画」についても、②と同様の支援の充実を図る。</p> <p>これらにより、総合的な政策立案が可能になるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び行動計画は、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能である。こうした旨は既に周知しているところであり、引き続き、丁寧に周知してまいりたい。 <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動適応に関係する防災分野等の施策において、市町村は重要な役割を担っており、市町村も計画策定主体として位置づけられている。今回のご指摘を踏まえ、市町村が計画を策定する際の負担をできるだけ軽減し、また業務効率化を図るため、地域気候変動適応計画策定マニュアルを、令和4年度中に改訂するなどの支援をしてまいりたい。 <p>(③について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月策定）に盛り込まれた地方自治体の人材支援、技術的支援等の具体的な検討を進めていく。なお、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算事業において、地方自治体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援している。技術的助言として策定している「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を、令和3年中に改訂する。その際、目標・施策の検討に資するよう、参考となる考え方を丁寧に示していく。 ○ 都道府県・市区町村ごとに区域のCO₂排出量などを示した「自治体排出量カルテ」を策定・公表している。引き続き、自治体排出量カルテを含め、地方自治体の温室効果ガスの排出状況の把握等に役立つ情報基盤の整備を進め、広く周知を図っていくとともに、計画策定や人材育成に対する支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各計画の法律上の統合が困難な場合には、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなど法令上の対応を行っていただきたい。 <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の地域気候変動適応計画策定の努力義務の廃止が困難である場合には、気候変動影響評価を地方公共団体（特に市町村）が行う事はその専門性等から困難であることを鑑み、地域単位の気候変動影響評価を国で実施するなど、より効果的な支援を行うべきではないか。 <p>(③について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策推進法の改正により、市町村の実行計画の策定について、事実上の義務付けが生じることから、地方公共団体の現状・支障に沿った技術的な支援や全ての地方公共団体に行き渡るような支援体制の充実と併せて、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策による温室効果ガス排出量の削減量の明確化についても対応を検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
16	<p>都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号:65)</p>	岐阜県 (環境省)	<p>都道府県は「都道府県分別収集促進計画」を、市区町村は「市区町村分別収集計画」をそれぞれ策定することとされているが、「都道府県分別収集促進計画」は市区町村別排出量の見込み等「市区町村分別収集計画」の記載事項を取りまとめたものが大部分を占めている。よって、計画策定という手法をとらずとも、市区町村ごとのデータを把握することは可能であることから、「都道府県分別収集促進計画」の策定義務を廃止する。</p> <p>これにより、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>容器包装再商品化法に基づく「都道府県分別収集促進計画」は、都道府県内の市町村における容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集量の拡大のために市町村相互間の取組や広域的な取組を計画的に進めていただくものであり、現に、効率的な分別収集方法や収集体制を確立するための広域化への支援、市町村ごとの取組の分析及び働きかけを計画に盛り込む都道府県も存在する。</p> <p>さらに、本年6月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、容器包装のみならず、プラスチック資源の分別回収及び再商品化を促進するため、容器包装再商品化法ルートを活用した再商品化を可能にするとともに、市町村が単独で又は共同して実施する再商品化計画の認定制度を創設。今後、都道府県が「都道府県分別収集促進計画」に基づき行う広域的調整や市町村への援助は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえたものになることが期待され、「都道府県分別収集促進計画」はその重要性が増す。</p> <p>なお、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは差し支えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○ 「都道府県分別収集促進計画」の記載事項のうち、市町村のデータの積み上げ・把握については、計画を策定せずとも可能であり、都道府県に計画策定を義務付けるのは過大な負担ではないか。 ○ 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項については、「都道府県廃棄物処理計画」等の他の関連する計画に記載することで「都道府県分別収集促進計画」を策定したものとみなすことができるよう法令上の対応を検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	<p>鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 163, 164)</p>	埼玉県 (環境省)	<p>① 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合することを可能とする。</p> <p>② 「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、自然環境保全法に基づく環境審議会の意見を聴取することとされているが、鳥獣管理分野の有識者からの意見聴取で足りるものとする。</p> <p>これらにより、計画策定事務の合理化が図られ、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>(①について)</p> <p>○ 現行制度において、両計画を統合して作成することは可能である。</p> <p>(②について)</p> <p>○ 現在設置している検討会等が、自然環境保全法第51条による合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はなく、都道府県知事の判断により、現行制度においても提案事項は実施可能であるため、この旨は今後周知していきたい。</p>	<p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>(①について)</p> <p>○ 「第二種特定鳥獣管理計画」と「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、一次回答において統合が可能であることをお示しいただいたが、その旨法令上明記すべきではないか。</p> <p>(②について)</p> <p>○ 検討会等及び自然環境保全法に定める合議制機関の両方に諮ることは地方公共団体への過大な負担となっている。計画策定に当たっては、鳥獣の保護管理に関する専門家などからなる検討会等に意見聴取すれば足りることとすべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<p>ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止 (ダイオキシン類対策特別措置法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：98)</p>	群馬県、福島県、茨城県 (環境省)	<p>特定施設設置者（大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者）によるダイオキシン類の汚染状況の測定結果に係る都道府県知事への報告を廃止するとともに、都道府県知事による測定結果の公表を廃止する。</p> <p>これにより、都道府県及び事業者の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>都道府県による公表は、周辺住民への情報提供として継続する必要がある。また、事業者への指導監督権限を有するのは都道府県等であることから、引き続き、自主測定結果の都道府県への報告は必要である。</p> <p>現在、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、新規システムを構築中であり、それにより都道府県及び事業者の負担は軽減され则认为ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに電子システムによる報告が可能になるのであれば、法律上の報告及び公表義務は不要ではないか。 ○ 未報告・未測定の事業者を把握するために都道府県への報告を義務付けているのであれば、都道府県が自ら電子システム上で監視すれば十分ではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p>感染症法に基づく医師の届出を 検査施設設置市 町村経由とする 見直し (感染症の予防 及び感染症の患 者に対する医療 に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 32)</p>	延岡市 (厚生労働 省)	<p>保健所設置市等以外 の市町村が設置した検 査施設において、医師 が新型コロナウイルス 感染症の患者等を診断 した場合の都道府県知 事への届出を、検査施 設を設置した市町村長 を経由して行うことを 可能とする。</p> <p>これにより、当該市 町村が感染状況を迅速 に把握し地域の実情に 応じた適切な情報発信 や迅速な感染防止策を 講じることに資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師の届出先について経由機関を増やすことは、対応の着手が遅れるリスクがあること等から、新型コロナウイルス対策に支障が出る蓋然性が高い。 ○ 加えて、患者情報は、都道府県との連携・協力のもと、必要な情報共有と住民への情報提供が期待されている上、感染防止・プライバシーの観点の両面から慎重な取扱いが求められるところ、必ずしも全ての市町村が十分な広域的・専門的体制を持たない中で、情報を共有する市町村を増やすことは適当ではない。 ○ これらを踏まえると、例えば、患者からの同意取得等により検査機関から結果報告を受けることや、県が保有・整理した情報を共有頂くことで達成可能であると考えられる。 ○ 従って、県との連携を密にし、県に必要な情報提供の頻度を上げることを依頼する等により対応可能であると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県から保健所設置市等以外の市町村への感染症情報の提供と感染症法第12条や守秘義務との関係を明確にして、早急に地方公共団体に周知いただきたい。 ○ 感染症情報について都道府県から保健所設置市等以外の市町村に円滑に提供するための仕組みについて、感染症法に位置付けることも含めて検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p>と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 102)</p>	<p>秋田県、青森県 (厚生労働省)</p>	<p>と畜をとさつする場合等に必要な獣医師によると畜検査について、例えば、食鳥検査で導入されている食鳥処理衛生管理者が確認を行うことにより検査の一部を簡略化できる仕組みにならせた制度を創設し、当該制度を地方公共団体が選択的に導入できるようにする。</p> <p>これにより、獣医師不足が深刻な地方公共団体におけると畜検査の円滑な実施に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<ul style="list-style-type: none"> ○ と畜検査は、獣医学の専門知識をもった獣医師が行う。 ○ 近年のとさつ頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいである等、と畜検査を実施する状況に大きな変化は生じていないことから、と畜場の作業衛生責任者にとたい等の異常の有無の確認を行わせることによりと畜検査を簡略化させる明確な必要性は生じていない。 ○ 輸出協議において、我が国のと畜検査制度と輸出先国の制度が同等であることの確認が行われていることに留意する必要がある。 ○ 食鳥検査とと畜検査はいずれも獣医師である検査員が行うが、食鳥検査は、食鳥のとたいが小さく、とたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認でき、異常の有無の判断が比較的容易である等の特徴があるのに対し、牛や豚は、①食鳥と比べて高齢で後天的要素の影響を受けやすく、疾病や異常の出現が個体ごとに様々であり、②とたいが大きく内臓、枝肉等の状況を一度に確認することが困難であり、③当該病変部位の範囲の判断が必要となること等から、獣医師が専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して個体ごとの詳細な確認を行った上で、必要に応じて精密な検査を行う必要があり、と畜検査に食鳥検査と同様の簡略化の仕組みを制度化することは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の高齢化や地域における採用の課題など、獣医師の確保に係る地域差について、各都道府県毎の獣医師の採用数や年齢構成等のデータを示しつつ、2次ヒアリングにおいて説明いただきたい。 ○ 将来にわたってと畜検査等の円滑な実施を確保すべく、例えば検査の簡素・効率化のための指針の策定やと畜検査にあたる獣医師確保に向けた環境整備、特に、確保に現に困難を生じ又は生ずるおそれのある地域での環境整備など、国として有効な対応策を示すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p>農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和（農業委員会等に関する法律）【法律改正】</p> <p>（管理番号：19）</p>	<p>安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県 (農林水産省)</p>	<p>認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないとする要件の引下げ若しくは委員資格要件の緩和（認定農業者であった者を資格要件に加えるなど）を行う。</p> <p>または、例外的に認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の要件を緩和する。</p> <p>これにより、地域の実情に応じ、地域の農業に知見を有する委員を選任することが可能となり、農地等の利用の最適化の推進及び市町村の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>農業委員会法においては、担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするため、原則として、農業委員会の委員定数の過半数を認定農業者が占めなければならないとしている。</p> <p>一方、農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置を講じている。</p> <p>現行制度については、上記のような弾力的な措置を講じているところであるが、関係者の意見等を踏まえ、例外措置の在り方を検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の行政委員会に比べても、地方公共団体の組織にもかかわらず、委員の資格要件に関し過度な規制ではないか。 ○ 食料・農業・農村基本計画等において、「担い手」は、認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者等とされており、また、認定農業者の農業経営に参画する親族等についても農業に関する知見は遜色ないことから、これらの者を例外ではなく原則として農業委員の資格を有することとすべきではないか。 農業委員会に反映すべき「担い手」の意見を認定農業者の意見に限定する必要はないのではないか。 ○ 全国農業会議所の調査でも、認定農業者が多忙であることなどから多くの農業委員会が原則の見直しを求めており、また、年齢層の高い男性が多数を占める認定農業者を過半数とする現行の原則では青年・女性農業委員の登用が進みにくいことも踏まえ、原則の見直しを2次ヒアリングまでに積極的に検討し、見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p>農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し (農地法、文化財保護法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号：1, 122)</p>	<p>紫波町、川越市／長野県 (文部科学省、農林水産省)</p>	<p>① 地方公共団体が文化財保護法に基づいて行う埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、また、短期間で原状復旧されるものであるため、農地法に基づく一時転用許可を不要とする。</p> <p>② 営農型太陽光発電設備に係る農地の一時転用については、当該農地に荒廃農地でない農地が一部含まれる場合も、荒廃農地と一体的に当該農地全体で10年間の一時転用許可を可能とする。</p> <p>これらにより、地域における迅速かつ有効な土地利用並びに事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>		<p style="text-align: center;">次頁のとおり</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p>(①について) 農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認しておく必要があると考えている。 ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。</p> <p>(②について) 営農型発電設備の下部の農地について、同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地が存する場合の一時転用期間の取扱いについては、当該下部の農地の大半が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地と荒廃農地以外の農地が連担しており、これらが一団のまとまりを有する場合には、荒廃農地を再生利用する取組として取り扱い、荒廃農地以外の農地も含めて、10年以内の一時転用期間とすることを可能とすることとする。 このため、必要な通知の発出等の措置を講じる。</p>	<p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1次ヒアリングにおいて、試掘調査の実施による周辺農地への悪影響等がないことを確認した上で一時転用許可を不要とすることを念頭に必要な措置を検討するとの説明があったが、関係省庁間で農地への影響を速やかに確認し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。 ○ 農地の一時転用許可を不要とした場合の代替措置について、その要否を含め、地方公共団体の負担とならないよう検討いただきたい。 <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荒廃農地以外の農地を一部含む場合の具体的な考え方を早急に検討し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。 ○ 「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い（平成30年5月15日農村振興局長通知）」が技術的助言であることを、当該通知において明確にすべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	<p>区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲 (都市計画法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 110)</p>	<p>横須賀市 (国土交通省)</p>	<p>区域区分に関する都市計画決定権限のうち軽易な変更に係るもの(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接していないもの等)について、都道府県から中核市へ移譲する。</p> <p>これにより、中核市による地域の実情に応じた円滑なまちづくりの実現に資する。</p>	<p>区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであり、変更区域の面積の大きさや他市町村との境界に近接する等に関わらず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。</p> <p>また、現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができること(法15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会には法律上も担保している。</p> <p>なお、「具体的な支障事例」に記載されている開発については、都市計画法第34条第10号、第11号、第12号、第14号などの規定を活用し、許可権者である中核市の判断で、許可することが可能である。</p>	<p>○ 1次ヒアリングにおいて、区域区分の決定は広域自治体である都道府県が行うべきとの説明があったが、区域区分の軽易な変更は、必ずしも都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務にあたらぬと考えられる。</p> <p>区域区分の変更に関する都市計画決定権限を中核市に移譲できない理由は無いのではないかと考えられる。</p> <p>○ 現行制度下では必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないという実情が示されていることから、実態や権限移譲等の意向等を中核市に対し調査した上で、区域区分の変更のうち、都道府県の広域的な判断が不要であり中核市が即地的に判断することが適当なものについて、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	<p>バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：117)</p>	<p>京都府 (国土交通省)</p>	<p>バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準に適合しなければならない特別特定建築物(学校、病院、劇場等であって移動等円滑化が特に必要なもの)の建築物特定施設(出入口、廊下、階段等)の追加について、特別特定建築物の追加と同様に、法律で条例委任することとする。</p> <p>これにより、地方公共団体が独自の手続によらず、バリアフリー法に基づく一元的な手続により施設のバリアフリー化が可能となり、申請者の利便性の向上や行政手続の効率化が図られるとともに、地域におけるバリアフリー化の促進に資する。</p>	<p>建築物特定施設は、バリアフリー化を図るべき建築物の部分として、政令及び省令で具体的に列挙しており、地方自治体が条例を定めることで、建築物特定施設に関する基準を付加できることとしている。</p> <p>具体的な支障事例として記載の「劇場等の客席」については、現在、建築物特定施設に含まれていないが、地方自治体が地域の実情に応じて、「劇場等の客席」に関し、移動等円滑化基準に必要な事項を条例で付加できるよう、建築物特定施設に追加することについて、検討を進めてまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1次ヒアリングにおいて、建築物特定施設については政省令による追加と条例による追加の両面で検討するとの説明があったが、政省令を改正して建築物特定施設を追加する形式は、地域の実情に即応できず後追いにならざるを得ないため、地域におけるバリアフリー化を促進する観点から、条例による追加を積極的に検討いただきたい。 ○ 政省令による追加・条例による追加のいずれの場合も、移動等円滑化基準については、国が基準を設定せず条例で設定することを積極的に検討いただきたい。 ○ 地方公共団体が定めている条例の内容や今後のニーズについて必要最小限度で早急に調査した上で、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
25	<p>新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長 (新型インフルエンザ等対策特別措置法、建築基準法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：200)</p>	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市 (内閣官房、厚生労働省、国土交通省)	<p>新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などの応急仮設建築物について、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3か月を超えて存続期間を柔軟に延長できるようにする。</p> <p>これにより、地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた柔軟な医療体制の確保等が可能となり、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に資する。</p>	<p>ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等を確認の上、対応を検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応の応急仮設建築物の存続期間が延長可能となるよう検討したいとの説明があったが、医療機関などの現場に支障が出ないよう、早急に具体の検討を進め、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示し、現場が予見可能性を持って取り組めるようにしていただきたい。 ○ 1次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応以外の応急仮設建築物の存続期間についても延長可能とすべきか地方公共団体の意見を踏まえて検討したいとの説明があったが、地方公共団体の負担とならないよう必要最小限度で早急に確認し、検討いただきたい。 ○ 上記各検討においては、存続期間を延長する場合における安全性等の具体的な考え方等についても検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	<p>地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し (道路運送法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：144)</p>	<p>兵庫県 (国土交通省)</p>	<p>地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別に設置することとされている各協議会等について、地域公共交通活性化協議会に一元化することを可能とする(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、地域公共交通活性化協議会で行うことを可能とする)。</p> <p>あわせて、一元化する地域公共交通活性化協議会の構成員等の見直しを行う。</p> <p>これらにより、地方公共団体における地域公共交通分野の総合的な政策決定の円滑化及び事務の効率化に資する。</p>	<p>ご提案のような状況に対応するため、令和2年11月に、地域の実情を踏まえた地方の裁量により、地域公共交通会議や地域協議会を活性化協議会として位置付けることが可能である旨を示す通知を发出し、各協議会を一元化することができる旨お示ししているところ(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について(令和2年国総地第84号)」)。</p> <p>現行制度下においても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第5条第1項において、都道府県が地域公共交通計画を作成しようとする場合、当該都道府県の区域内の市町村と共同して地域公共交通計画を作成することとなるため、同法第6条第2項第1号により、協議会の構成員には共同で作成する市町村が含まれることとなる。</p> <p>また、同法第6条第2項第3号により、市町村が地域公共交通計画を作成しようとする場合、協議会の構成員につき、市町村が必要と認めれば都道府県を追加することは可能であり、市町村の裁量により、議論の内容に応じて都道府県の参画可能な制度としている。一方、法令で都道府県を構成員として加えることを一律で義務付けることは、市町村の裁量や自主性を狭めてしまうのではないかと懸念される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通知(令和2年国総地第84号)の内容は、3つの協議会等の存在を前提とした運営面での取扱いに過ぎないのではないかと。 特に、地域協議会は都道府県のみが主宰できるとされていることから、市町村が主宰する場合の活性化協議会等には運営上も一元化できないのではないかと。 ○ 地方公共団体の総合的な政策決定や事務効率化の観点から、法令上、活性化協議会において、他の2つの協議会等の協議事項を協議できるよう規定することを積極的に検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	<p>農村地域産業等導入基本計画の廃止等 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：218)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 (農林水産省)</p>	<p>都道府県による農村地域産業等導入基本計画(基本計画)の策定は、法律上は任意だが、都道府県が基本計画を策定しなければ市町村が実施計画を策定できないため、実質的に義務付けられていることから、他法の例も参考に、基本計画の策定によらない国・都道府県・市町村間の簡易な調整方法を導入する。</p> <p>これにより、都道府県の事務負担軽減、市町村の迅速な実施計画の策定及び農村地域における農業と産業の均衡ある発展に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	<p>農村産業法及び同法に基づく国の基本方針（農村地域への産業の導入に関する基本方針、平成29年8月制定）において、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を、本基本方針や都道府県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとしている。</p> <p>都道府県の基本計画は、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を定める役割を果たすものであり、かつ、地域振興に関する計画及び都市計画等との調和を保つ指針となるべきものでもあり、その存在意義は重要であると考えている。</p> <p>農林水産省としても、御提案は、現行において基本計画にない業種を実施計画に盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要となり、これが都道府県の事務負担になっていることが背景となっているものと理解している。</p> <p>今後、業種選定に係るこうした運用を規定している基本方針やガイドライン等について見直す方向で検討して参りたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○ 1次ヒアリングにおいて、市町村の意向に合わせて都道府県の基本計画の変更が必要となる業種選定に関する国の基本方針等を見直す方向で検討するとの説明があったが、提案団体が提案に至った背景は、基本計画の変更に伴う多大な事務負担に加え、法令、ガイドライン、国の基本方針がある中で、市町村の実施計画策定のために都道府県が基本計画を策定しなければならないという調整手法そのものの必要性にある。 このため、まずは都道府県の計画策定という手法によらない簡易な必要最小限の調整手法を2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
28	<p>土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し (土地改良法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 213)</p>	<p>那須塩原市、 さくら市、高根沢町 (農林水産省)</p>	<p>市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を行う場合は、市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定める必要があるが、都道府県の応急工事計画と同様、議会の議決を不要とする。</p> <p>これにより、住民の安全や営農再開のための災害復旧工事の迅速な実施に資する。</p>	<p>土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者（市町村議会議員）の議決機関である議会の議決を求めているところである（第96条の4において読み替えて準用する第87条の5）。</p> <p>一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができるとされているが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされている（第87条の5及び第91条第4項において準用する第90条第7項）。</p> <p>以上のことから、事業実施主体の特性により手続の違いを設けているところであるが、当該法手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○ 土地改良法制定当初と異なり、市町村が大規模化していることや水害等が頻発・激甚化しているという社会情勢の変化等を踏まえ、市町村の応急工事計画について議会の議決を不要とすることについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○ 議決を不要とした場合に、新たな手続を設けることは、慎重に検討すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	<p>地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し (国土調査法) 【要領改正等】</p> <p>(管理番号： 220, 212)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合／那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町 (法務省、国土交通省)</p>	<p>① 事務取扱要領に基づく地籍調査事業計画の変更手続については、国負担金等の変更手続等と重複しているため廃止する。</p> <p>② 地籍調査の成果を登記所に送付する際、登記官からの修正指示が多数あることから、当該修正指示について法令上の根拠を明確にした上で必要最小限にするとともに、効率的な調査に資するよう、地籍図の作成における登記官の修正方針を統一・明確化する。</p> <p>これらにより、地方公共団体の事務負担を軽減するとともに、地籍調査の進捗率の向上に資する。</p>	次頁以降のとおり	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	<p>(①について)</p> <p>事業計画の策定は、国土調査法第6条の3第3項により国土交通大臣との協議及びその同意を要件としており、同条第4項により、国土交通大臣は国が負担する経費の総額が予算を超えない範囲で同意を行うこととされている。また、こうした考え方の下、事業計画に変更が生じた場合についても国土交通大臣の同意を得ることとしているところである。</p> <p>一方で、事業計画の変更のうち、交付額の変更が生じない軽微な変更については、都道府県の負担軽減の観点から、同意ではなく報告を求めることとしている。</p> <p>都道府県への交付額の変更が生じない場合であっても、例えば、実施主体である市町村が変更される場合なども想定される場所であり、事業の執行管理の観点から、国がその事実を把握しておく必要があると認識しているところ、現行では、事業計画の変更後に全て遅滞なく報告を求めているところ、変更内容によっては報告頻度を緩和するなど対応を検討してまいりたい。</p>	<p>(①について)</p> <p>○ 自治事務である地籍調査に関する事業計画の変更手続を法令に基づかず通達で義務付けることは法的に不適切。 1次ヒアリングにおいて、法定の計画制度は進捗管理のため必要との説明があったが、そもそも同計画は毎年度策定（前年度までの実績も記載）するものであることから、変更手続は法定されていないのではないか。</p> <p>○ 1次ヒアリングにおいて、法律に基づき国が同意した事業計画の範囲で国が経費を負担するため事業計画の変更手続が必要との説明があったが、現行でも事業計画の変更に係る同意は法律に基づく同意ではないのではないか。予算上の必要性であれば、別途、補助金等適正化法に基づく国負担金の手続きで十分ではないか。 地籍調査は自治事務であり、地方公共団体への義務付けを最小限にする観点から、事業計画の変更手続を廃止し、国負担金の変更手続の中で必要な確認を行うこととするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	<p>(②について)</p> <p>筆界の調査は、地籍調査作業規程準則第30条1項において、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとするとしており、所有者等の確認のみをもって筆界の調査を行うものではない。</p> <p>昨年6月に地籍調査作業規程準則を改正し、同第7条の2に地籍調査の実施主体が登記官に対し助言を求めることができる規定を新設したほか、昨年9月には、筆界の調査等に当たって法務局が必要な協力を行う旨、国交省から地籍調査担当部局に、法務省から法務局にそれぞれ通知したところであり、引き続き、連携して地籍調査の円滑化を図ってまいりたい。</p> <p>ご指摘の「修正方針」については、筆界が形成されるまでの経緯、筆界に関する各種資料や各地域における筆界に関する慣習等はそれぞれ異なるものであり、一概に示すことは困難であるが、筆界の調査方法について、国交省と法務省とが連携して、法務省の担当官を講師とする地籍調査担当への研修の充実や手引の作成等を検討してまいりたい。</p>	<p>(②について)</p> <p>○ 地籍調査が自治事務であるにもかかわらず、登記官からの修正指示により地方公共団体に相当な事務負担が生じていること等を踏まえ、登記官と地方公共団体職員等との共通認識となる修正方針に関するガイドライン等を全国統一あるいは地域ごとに作成すべきではないか。 実態を踏まえ、早急に検討し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	<p>下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し (下水道法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：35, 106)</p>	<p>石川県／熊本市 (国土交通省、環境省)</p>	<p>① 2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(流総計画)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とする。</p> <p>② 公共下水道の事業計画(下水道事業計画)について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積が狭小である場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等は、政令で定める軽微な変更等に該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とする。</p> <p>これらにより、地方公共団体の事務負担が軽減されるとともに、下水道工事の早期着手が可能となり住民サービスの向上に資する。</p>		次頁以降のとおり

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	<p>(①について)</p> <p>都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。</p> <p>そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。</p> <p>なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討してまいりたい。</p>	<p>(①について)</p> <p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>○ 1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる場合の国との協議の必要性について関係都府県間の協議では利害調整に時間を要する可能性があるためとの説明があった。 国の関与は必要最小限にすべきであり、関係都府県が合意している場合には、国との協議を不要とするよう積極的に検討いただきたい。</p> <p>○ 1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがない水域等がある場合の当該水域等については協議の対象とならないとの説明があったが、条文上不明確であることから、法令上、協議対象から除外すべきではないか。</p> <p>○ いずれも早急に検討を行い、河川関係検討の手続の迅速化等とあわせて、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	<p>(②について)</p> <p>下水道事業計画に定めるべき事項に係る変更のうち、国土交通大臣又は都道府県知事への協議を要する変更（軽微な変更該当しないもの）について、下水道法施行令第5条の2各号に整理されている。</p> <p>これは、下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要があるためである。</p> <p>ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。</p> <p>そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。</p>	<p>(②について)</p> <p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>○ 国又は都道府県との協議が必要な理由については、関係地方公共団体や私人等への影響が大きくその妥当性を国等が確認する必要があるとの説明であるが、私人との利害調整は国ではなく下水道管理者が自らの責任において行っているものであり、国等との協議を許容する理由にはならないのではないか。</p> <p>国等との協議の要否は、利害関係人への意見の申出機会の付与とは切り離して検討すべきではないか。</p> <p>○ 同様に、変更する面積が狭小であって、他の市町村に影響することが考えられない地点に位置する土地について、これを予定処理区域に加える場合等に関しては、関係地方公共団体への影響を考慮する必要はないのではないか。</p> <p>○ 予定処理区域の面積を変更する場合において、例外なく全ての場合に国等との協議を要する現行制度は過大な関与ではないか。</p> <p>管渠能力や処理場の施設能力への影響がない場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等、関係地方公共団体との利害調整を行う必要がない場合は、国等との協議等を不要とするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
31	<p>都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し</p> <p>(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住生活基本法)</p> <p>【法律改正】</p> <p>(管理番号：165)</p>	埼玉県 (国土交通省)	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準の強化・緩和及び住宅確保要配慮者に該当する者の追加については、現行、住宅セーフティネット法施行規則により都道府県賃貸住宅供給促進計画において定めることとされているが、都道府県住生活基本計画において定めることを可能とする。</p> <p>これにより、都道府県が真に必要とする計画のみを策定すれば足りることとなり、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画を一の計画として策定することについては、現行法令上、何ら制限を課しておらず、現行制度下で対応可能であり、「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日付け国住政第20号・国土第38号)においても、住生活基本計画と都道府県賃貸住宅供給促進計画等の住宅関係の計画を一の計画として策定することが可能な旨を明確化しているところである。</p> <p>なお、市町村単位では、住生活基本計画と市町村賃貸住宅供給促進計画を一の計画として策定している事例が複数見受けられ、このような事例の周知に努めてまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○ 賃貸住宅供給促進計画について、法律上策定を任意としながら、省令により登録住宅の基準の緩和等のために策定が実質的に義務付けられていることは不相当ではないか。国の基準の緩和等を可能とすることについては、地方公共団体の裁量性の担保の観点からも、法律上、当該計画において「できる規定」として位置付けるべきではないか。 ○ 2つの計画の一体的策定が許容されているとのことだが、一体的策定では、それぞれの国の指針等の改定に伴い改定作業が生じること、また、それぞれの法律上の手続は残るといった支障があることから、登録住宅の基準の緩和等については、法律上策定が義務付けられている住生活基本計画で定めることが可能となるよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
32	<p>地方創生関係の計画の整理・合理化 (まち・ひと・しごと創生法、地域再生法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号： 155, 156, 75, 120, 133, 161)</p>	<p>兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／岡山市／京都市／岡山県、中国地方知事会／徳島県、愛媛県、高知県 (内閣官房、内閣府)</p>	<p>地方創生関係交付金の交付を受けるに当たり地方公共団体で策定する必要のある各種計画（地方版総合戦略、地域再生計画、実施計画（施設整備計画））において、各計画に重複する内容の記載やそれぞれの進捗管理が求められているため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 地方版総合戦略による地域再生計画の代替可能化 ② 地方版総合戦略における、数値目標やKPIの設定、外部有識者評価による効果検証などの進捗管理の簡素化 ③ 複数事業をまとめて地域再生計画を策定できるようにすることや地域再生計画及び実施計画（施設整備計画）の重複事項の省略など記載内容の簡素化</p> <p>これらにより、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>		次頁のとおり

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
<p>【内閣官房、内閣府】</p> <p>○地方版総合戦略の簡素化 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」は、地方自治法第245条の4に基づき、技術的な助言として、策定・効果検証にあたり参考となるよう留意すべき事項を示しているものである。 提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおけるKPI（重要業績評価指標）の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、KPIを設定する単位など、手引きの在り方・改定の要否について令和3年度中に検討し、結論を得る。 なお、数値目標の不要化は、定性的な目標も定めることができるよう、上記手引きに記載していることから、適切ではなく対応困難である。また、外部有識者を含む検証機関による効果検証を定期的に行うことについても、上記手引きにおいて、毎年の外部有識者の参画による効果検証を求めている。</p> <p>【内閣府】</p> <p>○地方版総合戦略による地域再生計画の代替可能性 地方版総合戦略と交付金の交付に必要な地域再生計画はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため対応困難。</p> <p>○重複事項の省略化等 地域再生計画は地域再生法、実施計画は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき作成・提出するもの。両計画は目的や性質の異なる別の計画であることから、記載事項の省略は困難であるが、提案の趣旨を踏まえ、記載内容の簡素化を図ることができないか令和3年度中に検討し、結論を得る。 なお、複数の事業がある場合の包括的な計画の認定については、事業ごとに先導的なものか確認する必要があること、また、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなることから、その必要性が感じられず対応は困難である。</p> <p>○窓口の一本化 地域再生計画及び実施計画は、制度的位置づけが異なるものであり、各々、適正に審査を行う必要があることから、窓口の一本化（審査事務の一元化）を行うことで、かえって審査期間の長期化や交付決定の遅れにつながりかねない。ただし、地域再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等については、提案の趣旨を踏まえ令和3年度中に検討し、結論を得る。</p> <p>○申請期間の確保 提案の趣旨を踏まえ、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について令和3年度中に検討し、結論を得る。</p>	<p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>○ 地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。</p> <p>○ 地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
33	<p>地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定 (消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：204)</p>	<p>愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町 (消費者庁)</p>	<p>① 「地方版消費者基本計画」は通知に基づく計画であり、法令に根拠がないことから、その策定は任意であるということを確認化する。</p> <p>② 「地方版消費者基本計画」と「都道府県消費者教育推進計画」(又は「市町村消費者教育推進計画」)を一体的に策定できることを明確化するとともに、国が定める「消費者基本計画」と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の計画期間を一致させることで、地方公共団体において計画を一体的に策定しやすくする。</p> <p>これらにより、地方公共団体の計画策定作業の合理化に資する。</p>	<p>(①について)</p> <p>○ 「地方消費者行政強化作戦2020」において、地域版の消費者基本計画の策定を目標の一つとして明示し、その取組を消費者庁として支援することとした。同強化作戦に「地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが『期待される』」ものであり、「消費者庁は、地方消費者行政が自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意」と明記している。地方消費者行政が自治事務であるところ、地方版消費者基本計画の策定の有無や内容、形式は地方公共団体の判断に委ねられる。</p> <p>(②について)</p> <p>○ 消費者教育推進計画は、都道府県、市町村に対する努力義務規定であり、地方版消費者基本計画と一本化して策定することは妨げられていない。地方版消費者基本計画及び消費者教育推進計画の対象期間については、国の消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本方針と対象期間が一致していなくとも、柔軟に両計画を策定・改定することは可能である。消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本方針の対象期間が一致していないことが地方公共団体の支障となっているとは考えていないが、今後、対象期間の一致も含め検討してまいりたい。</p>	<p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>(①について)</p> <p>○ 1次ヒアリングにおいて、地方版消費者基本計画の策定状況の公表方法の見直しを行うとの説明があったが、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。</p> <p>(②について)</p> <p>○ 「都道府県は、当該都道府県に関する消費者教育推進計画を策定しようとする場合において、当該都道府県の消費者行政の基本的な施策に係る内容を当該計画のなかに追加することができる」といった条項を消費者教育推進法に追加するなど、法令上の対応を行っていただきたい。</p> <p>○ 消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本方針の対象期間について地方公共団体の事務負担も鑑み一致させるべきではないか。この点について、第1次回答においては検討していくとのことだが、今後のスケジュールについて示していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	<p>中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲 (中小企業等経営強化法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 87)</p>	<p>関西広域連合 (警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を関西広域連合に移譲する。</p> <p>これにより、関西の地域的特性を踏まえ、より効果的な中小企業の経営力向上が図られる。</p>		次頁のとおり

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	<p>中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。</p> <p>また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。 ・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。 ○ 制度の全国統一的な運用及びPDCAサイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。 ○ 現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
35	<p>登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止 (租税特別措置法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号：188)</p>	<p>指定都市市長会 (法務省、国土交通省)</p>	<p>租税特別措置法に基づき登録免許税の軽減等が必要とされている市区町村による住宅用家屋証明(法定受託事務)を廃止し、住宅用家屋であることの確認に必要な書類を法務局へ直接提出することとする。</p> <p>これにより、登録免許税の軽減のための申請のワンストップサービス化が可能となり住民の利便性が向上するとともに市区町村の事務の合理化に資する。</p>	<p>住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じうる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。</p> <p>なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっていることから、今般の提案事項については令和4年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要がある、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国税の軽減措置のための証明に関する事務が市区町村の負担となっている現状に照らすならば、市区町村に事務負担を押し付けないよう、現行制度は見直すべきではないか。 ○ 地方公共団体の事務の合理化及び住民の利便性向上の観点から、関係府省間で連携しつつ、提案を実現する方向で検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
36	<p>住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大 (住民基本台帳法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 140, 194, 11)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県／茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県 (総務省、国土交通省)</p>	<p>地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用し本人確認情報の提供を受けることができる事務については、住民基本台帳法別表及び同法別表に関する省令により規定されているが、新たに同法別表等に、空家等対策の推進に関する特別措置法及び国土調査法に関する事務並びに公営住宅の家賃等の徴収に関する事務を追加する。</p> <p>これらにより、地方公共団体が管理不全空家の所有者又は管理者、地籍調査に関係する土地所有者その他の利害関係人等、公営住宅における家賃等滞納者の現住所を特定するために行っている事務の合理化に資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な対応を検討することとしたい。 ○ 地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な対応を検討することとしたい。 ○ 公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについては、その対象となる事務の範囲を含め、必要な対応を検討することとしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。 多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	<p>行政事務における戸籍情報の電子的な利用の拡大 (戸籍法、住民基本台帳法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：141, 174)</p>	<p>大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／豊田市 (総務省、法務省、国土交通省)</p>	<p>① 本人等の請求に基づく場合に限りに、本籍地以外の市区町村で戸籍謄抄本の交付が可能となるよう戸籍法が改正され、現在法務省において、各市区町村の戸籍情報をネットワークで結ぶシステムの設計が進められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、システムの運用開始後、市区町村の事業担当部署が法令の定める事務を遂行する場合も、当該市区町村に本籍地のない者の戸籍情報について、当該市区町村の戸籍担当部署から入手することを可能とする。</p> <p>② 住民基本台帳ネットワークシステム上においては、住民基本台帳法に基づき氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード(本人確認情報)のみが閲覧できることとなっているが、本籍地情報を本人確認情報に追加する。</p> <p>これらにより、戸籍情報を入手するまでの期間が短縮され、地方公共団体の事務の合理化に資する。</p>		次頁のとおり

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	<p>①【法務省】 令和元年法律第17号による改正後の戸籍法第120条の2第1項においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍証明書等の請求ができる者について、戸籍法第10条第1項に規定された者（戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「本人等」）に限定している。 また、戸籍法第10条は、戸籍情報の性質や個人情報保護の観点から数次の制度改正がされており、今般の戸籍法第120条の2の立法過程においても、これらの経緯を踏まえた検討がされたところである。 これは、「本人等」以外からの戸籍証明書等の請求については、交付の可否を厳格に判断すべきであるし、その戸籍を管掌する本籍地の市区町村以外の市区町村において交付の可否を判断することが適当ではないと考えられること、また、都市部の市区町村に、当該市区町村以外の都道府県や国の機関による請求が集中すること等により、一部の市区町村において、戸籍証明書等の交付に係る事務負担が過度に増大するおそれがあること等を考慮したものである。 また、本提案は、前述した市区町村間の事務負担の偏在等に関する詳細な検証等を欠いたまま、同条の施行前にこの取扱いを変更する制度改正を求めるものであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも対応は困難である。</p> <p>【国土交通省】 本提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であることから、同法を所管する法務省において検討されるべきと考えるが、空家等の所有者等を把握するための戸籍謄抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空き家対策に資すると考えられるため、国土交通省としては、そのような制度が設けられた場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考える。</p> <p>②【総務省】 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）によって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報、住民票コード及び個人番号並びにこれらの変更情報に限定されており、「戸籍の情報」を追加することについては、住基ネット関連訴訟の最高裁判決（平成20年3月6日）の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする。</p> <p>【法務省】 住民の居住関係を公証し、住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳制度と、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する戸籍制度とでは、制度上の仕組みや対象が異なっており、一方の制度のネットワークに、もう一方の制度に関する情報を流通させることは適切ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムに「戸籍の情報」を追加することは困難である。</p>	<p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年の対応方針等において、書面・押印・対面の見直しの方針が示されたことを踏まえ、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○ 第三者請求に関するこれまでの議論の経緯に照らすならば、市区町村からの具体的かつ切実な提案を踏まえ、弁護士等からの第三者請求一般から公用請求を切り離して、直ちに検討すべきではないか。 ○ 本提案は市区町村が事務を遂行するために行う公用請求を、同じ市区町村内の戸籍部署へ請求することで、市区町村の公用請求業務を当該市区町村内で完結させようとするものであるため、前向きに検討いただきたい。 <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民基本台帳法に基づく住民票において、現在本籍地が記載されていることを踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムに「戸籍の情報」を追加すべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	重点事項の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
38	<p>医師法等に基づく届出のオンライン化 (医師法、歯科医師法、薬剤師法) 【法律改正】</p> <p><R元年フォローアップ案件></p> <p>(管理番号：145)</p>	千葉県 (厚生労働省)	<p>医師・歯科医師・薬剤師の厚生労働大臣に対する届出をオンライン化するとともに、都道府県経由事務を見直す。</p> <p>これにより、都道府県の事務負担の軽減に資する。</p> <p>(参考) 令和元年対応方針において、「令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。</p>	<p>医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>○ 医師等がオンラインで国に届出を行い、都道府県等が届出情報を閲覧できる仕組みを構築しつつ、オンラインに対応できない一部の従事者にも留意し、都道府県を経由した国への届出も存置することを検討しているとのことであるが、現行の医師法等において、「…都道府県を経由して…」と規定されている部分の改正についてはどのように考えるか。</p>